

セーフティネット貸付制度（取引企業倒産対応資金）による 中小企業への資金繰り支援について

1. セーフティネット貸付制度（取引企業倒産対応資金）の概要

（1）貸付対象

取引先企業等の倒産により経営に困難を来している、以下のいずれかに該当する中小企業

- ・倒産企業に対して50万円以上の売掛債権を有する方
- ・倒産企業との取引依存度が10%以上である方
- ・倒産企業に貸付金、前払金、差入保証金等の債権を有する方 等

（2）実施機関

（株）日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

（3）貸付条件

①資金使途 運転資金

②貸付限度額 国民生活事業 別枠で3,000万円

中小企業事業 別枠で1億5,000万円

③貸付期間（据置期間） 8年以内（3年以内）

④貸付利率 国民生活事業 基準利率（2.15%（注））

中小企業事業 基準利率（1.65%（注））

（注）貸付期間5年以内の基準利率。（平成23年5月23日現在）

利率は担保の有無、返済期間等により変動。

2. 今般の支援措置の概要

5月23日から以下の基準を満たす方に対して、倒産対策利率（優遇金利）を適用。

（1）倒産企業に対する売掛金債権等が月平均売上高の20%以上の場合・・・ 基準金利から▲0.75%の引下げ

（2）倒産企業に対する売掛金債権等が月平均売上高の10%以上20%未満の場合・・・ 基準金利から▲0.5%の引下げ